

	号外	定価 1部2円	条例改正は12月議会当初提案。差額支給は年内実施。労働条件・職場環境改善の第一歩は組合加入から！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁12階 岩手県職員労働組合	

**2025確定闘争⑩-朝 本日、自治労県本部統一行動日**  
**要求しなければ変わらない！！要求し続けて改善を実現！！**

# 家畜伝染病防疫作業の防疫等作業手当

**組合員の団結で 1日4,000円**  
**勝ち取った (深夜従事の場合5,000円)**

**働き方改善の第一歩は組合加入から！要求なくして改善なし**

2025確定闘争（県人事委員会勧告後の給与条例改正等に向けた交渉等の一連の取り組み）においては、月例給・一時金の引上げ改定、諸手当の改善をはじめ、多くの成果を実現しました。

特に、今回は高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等（※）の家畜伝染病防疫作業に係る「防疫等作業手当」について、現行の1日380円（牛又は豚のと殺は760円）から大きく前進しました。家畜のとさつ、焼却、埋却に直接関与する作業などに従事した場合は日額4,000円、深夜に従事した場合には日額5,000円が支給され、車両の消毒や集合施設での後方支援作業などに従事した場合は日額2,000円、深夜に従事した場合には日額2,500円が支給される条例改正案が県議会12月定例会に提出されました。なお、今後家畜防疫作業への対応が発生した場合は、それが改正条例施行前のタイミングであっても、引上げ後の金額が支給されます。



この改善は、ただ黙っていて実現したものではありません。2024年5～7月の豚熱対応をめぐる諸課題をとりまとめて2024年10月に県職労から知事あてに提出した要請書、2025年1月の高病原性鳥インフルエンザ対応をめぐる諸課題をとりまとめて2025年10月に県職労から知事あてに提出した要請書に基づき、県職労が交渉を重ねたことにより、初めて実現したものであり、県職労の粘り強い取り組みの成果です。

働き方改善は組合加入から。県職労に加入し、労働条件・職場環境を改善しましょう。

（※）家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病であって人事委員会が定めるもの。

**本日 11月28日（金）は、自治労県本部統一行動日（第2次）です。**

県職労の他、県内市町村職労等の自治労岩手県本部に加盟する組合員が同一日に交渉や組合員集会等の行動に結集し、県内全体で労働条件改善の押上げを図る日です。

# 今こそ組合に加入しよう！

本紙に記載した課題をはじめ、労働条件・職場環境の改善は、働く者みんなが労働組合に結集して要求しない限り実現し得ないものばかりです。また、労働組合が継続的に人事当局と協議すべき課題も多々あります。数は力です。今こそ組合に加入しましょう。特に若年層の皆様には、差額支給（今年度は初任層で16万円程度）をはじめ、組合費負担を補って余りある効果があります。

【加入届はこちらです。提出はお近くの組合事務所（書記局）又はFAX019-625-2421へ！】

## 岩手県職員労働組合加入届

年 月 日

職 場 名	
フリガナ	
氏 名 (自署)	

- 岩手県職員労働組合は、岩手県職員が自らの勤務条件や職場環境について維持改善していくことを目的に活動しています。
- この加入届は、組合の支部書記局へ提出してください。
- 組合費（月額）は、以下の合計額が承認加入された翌月からの給料から引き落としになります。
  - ①給料の月額の2%+200円
  - ②救援資金 100円
  - ③総合共済掛金 1,100円  
(総合共済：慶弔や災害見舞金等の給付を行っています。退職時には、納めた掛金の約半分が退職餞別金として給付されます。)
- 本組合加入により、当組合の組合員相互の組織共済である岩手県職員労働組合総合共済及び自治労共済（基本型）に加入することとなります。この手続きの際に別途申込書を記載してもらいます。

※記載された個人情報は、次に示す組合活動のみに使用し、他の目的に使用することはありません。

- ・使用者側との労使交渉・協議の結果を組合員へ周知するため
- ・組合と自治労が主催する催事や決定事項を組合員・家族に周知し、諸行動への参加を要請するため
- ・賃金や労働条件に関する労使交渉の基礎的なデータとするため
- ・災害や緊急時に組合として円滑かつ適切な対応をはかるため
  - ・自治労共済や組合が実施する事業を組合員・家族に利用していただく際の実務に供するため

上記の内容について確認しました。

今年の差額支給は年内実施！これも組合の取り組みの成果です！